

府県知事に届け出て当該基準による入浴介助を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

1 通所リハビリテーション入浴介助加算

44 単位

口 通所リハビリテーション特別入浴介助加算

65 単位

6 指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設である場合であって、医師又は医師の指示を受けた理学療法士又は作業療法士が、利用者の居宅を訪問し、診察、運動機能検査、作業能力検査等を行い、通所リハビリテーション計画の作成及び見直しを行った場合は、1月に1回を限度として550単位を所定単位数に加算する。

7 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所において、利用者(別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。)に対して、医師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同して利用者ごとに個別リハビリテーション計画を作成し、当該リハビリテーション計画に基づき、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法を個別に行つた場合は、次に掲げる区分に応じ、1日に1回を限度として次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 利用者が当該リハビリテーションを必要とする状態の原因となつた疾患等の治療等のために入院又は入所した病院若しくは診療所又は介護保険施設から退院又は退所した日(以下この注において「退院(所)日」という。)から起算して1年以内の期間に行われた場合

口 退院(所)日から起算して1年を超えた期間に行われた場合
100 単位

6 指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設である場合であって、医師又は医師の指示を受けた理学療法士又は作業療法士が、利用者の居宅を訪問し、診察、運動機能検査、作業能力検査等を行い、通所リハビリテーション計画の作成及び見直しを行った場合は、1月に1回を限度として550単位を所定単位数に加算する。

7 次に掲げるいずれの基準にも適合する指定通所リハビリテーション事業所について、リハビリテーションマネジメント加算として、1日につき20単位を所定単位数に加算する。

イ 医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同して、利用者ごとのリハビリテーション実施計画を作成していること。

ロ 利用者ごとのリハビリテーション実施計画に従い医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が通所リハビリテーションを行っているとともに、利用者の状態を定期的に記録していること。

ハ 利用者ごとのリハビリテーション実施計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。

二 指定通所リハビリテーション事業所の従業者が、指定居宅介護支援事業者を通じて、指定訪問介護事業所その他の指定居宅サービス事業所の従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。

8 利用者に対して、集中的に指定通所リハビリテーションを行つた場合は、短期集中リハビリテーション実施加算として、次に掲げる区分に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、この場合において、リハビリテーションマネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。

イ 退院(所)日又は認定日から起算して1月以内の期間に行われた場合

180 単位

口 退院(所)日又は認定日から起算して1月超3月以内の期間に
行われた場合 130 単位

ハ 退院(所)日又は認定日から起算して3月を超える期間に行わ
れた場合 80 単位

9 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして
都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所にお
いて、若年性認知症利用者に対して、若年性認知症ケア加算とし
て、指定通所リハビリテーションを行った場合には、1日につき60
単位を所定単位数に加算する。

※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準の内容は以下のとおり。

- 若年性認知症利用者に適切に対応できる知識及び技術を有する
看護職員又は介護職員を配置していること。
- 若年性認知症利用者の主治医等と適切に連携していること。
- リハビリテーションが適切に提供されていること。
- 若年性認知症利用者のためにふさわしい内容の指定通所介護を
実施するどもに、利用者又はその家族等に対する相談支援、情
報提供等を行っていること。

10 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県
知事に届け出で、低栄養状態にある又はそのおそれのある利用者
に対し、利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実
施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状
態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注において「
栄養改善サービス」という。）を行った場合は、栄養マネジ
メント加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度とし
て100単位を所定単位数に加算する。ただし、栄養改善サービ
スの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状
態が改善せず、サービスを引き続きを行うことが必要と認められる
利用者については、引き続き算定することができる。

- イ 管理栄養士を1名以上配置していること。
- ロ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、医師、管理栄養士、
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員そ
の他の職種の者が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び

食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ハ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

二 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価すること。

ホ 別に厚生労働大臣の定める基準に適合している指定通所ハビリテーション事業所であること。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は以下のとおり。
○ 別の告示で定める定員利用・人員基準に適合していること。

11 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て、口腔機能が低下している又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注において「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、口腔機能向上加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として100単位を所定単位数に加算する。ただし、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

イ 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。

ロ 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、医師、歯科医師、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。

ハ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い医師、医師若しくは歯科医師の指示を受けた言語聴覚士若しくは看護職員又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録して

いること。

二 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価すること。

8 利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型共同生活介護又は特定施設入所者生活介護を受けている間は、通常リハビリテーション費は、算定しない。

8 短期入所生活介護費(1日につき)

イ 短期入所生活介護費

(1) 単独型短期入所生活介護費
(-) 単独型短期入所生活介護費 (1)

a 要支援	597 単位
b 要介護 1	641 単位
c 要介護 2	712 単位
d 要介護 3	782 単位
e 要介護 4	853 単位
f 要介護 5	923 単位

(2) 単独型短期入所生活介護費 (II)

a 要支援

679 単位

b 要介護 1

723 単位

c 要介護 2

794 単位

d 要介護 3

864 単位

e 要介護 4

935 単位

f 要介護 5

1,005 単位

(2) 併設型短期入所生活介護費

(-) 併設型短期入所生活介護費 (I)

a 要支援

563 単位

b 要介護 1

607 単位

c 要介護 2

678 単位

d 要介護 3

748 単位

e 要介護 4

819 単位

f 要介護 5

8 短期入所生活介護費(1日につき)

イ 短期入所生活介護費

(1) 単独型短期入所生活介護費 介護・看護<3：1> (I) <個室型居室>

a 経過的要介護	478 単位
b 要介護 1	641 単位
c 要介護 2	712 単位
d 要介護 3	782 単位
e 要介護 4	853 単位
f 要介護 5	923 単位

(2) 単独型短期入所生活介護費 (II) <個室型居室>

(-) 併設型短期入所生活介護費 (I) <個室型居室>

a 経過的要介護

450 単位

b 要介護 1

607 単位

c 要介護 2

678 単位

d 要介護 3

748 単位

e 要介護 4

819 単位

f 要介護 5

8 短期入所生活介護費(1日につき)

イ 短期入所生活介護費

(1) 単独型短期入所生活介護費 (I)

a 経過的要介護	478 単位
b 要介護 1	641 単位
c 要介護 2	712 単位
d 要介護 3	782 単位
e 要介護 4	853 単位
f 要介護 5	923 単位

8 短期入所生活介護費(1日につき)

イ 短期入所生活介護費

(1) 単独型短期入所生活介護費 介護・看護<3：1> (I) <個室型居室>

a 経過的要介護	478 単位
b 要介護 1	607 単位
c 要介護 2	678 単位
d 要介護 3	748 単位
e 要介護 4	819 単位
f 要介護 5	889 単位

(二) 併設型短期入所生活介護費 (II)

a 要支援	<u>645</u> 単位
b 要介護 1	<u>689</u> 単位
c 要介護 2	<u>760</u> 単位
d 要介護 3	<u>830</u> 単位
e 要介護 4	<u>901</u> 単位
f 要介護 5	<u>971</u> 単位
口 ユニット型短期入所生活介護費	
(1) 単独型ユニット型短期入所生活介護費	
(-) 単独型ユニット型短期入所生活介護費 (I)	
a 要支援	<u>675</u> 単位
b 要介護 1	<u>705</u> 単位
c 要介護 2	<u>752</u> 単位
d 要介護 3	<u>800</u> 単位
e 要介護 4	<u>848</u> 単位
f 要介護 5	<u>895</u> 単位
(2) 単独型ユニット型短期入所生活介護費 (II)	
a 要支援	<u>705</u> 単位
b 要介護 1	<u>752</u> 単位
c 要介護 2	<u>800</u> 単位
d 要介護 3	<u>848</u> 単位
e 要介護 4	<u>895</u> 単位
単独型ユニット型短期入所生活介護費 (II) <ユニット型居室>	
a 要支援	<u>641</u> 単位
b 要介護 1	<u>671</u> 単位
c 要介護 2	<u>718</u> 単位
d 要介護 3	<u>766</u> 単位
e 要介護 4	<u>814</u> 単位
f 要介護 5	<u>861</u> 単位
併設型ユニット型短期入所生活介護費 (II)	
a 要支援	<u>641</u> 単位
b 要介護 1	<u>671</u> 単位
c 要介護 2	<u>718</u> 単位

(二) 併設型短期入所生活介護費 (II) <多床室>

a 経過的要介護	<u>500</u> 単位
b 要介護 1	<u>689</u> 単位
c 要介護 2	<u>760</u> 単位
d 要介護 3	<u>830</u> 単位
e 要介護 4	<u>901</u> 単位
f 要介護 5	<u>971</u> 単位
口 ユニット型短期入所生活介護費	
(1) 単独型ユニット型短期入所生活介護費	
(-) 単独型ユニット型短期入所生活介護費 (I) <ユニット型居室>	
a 経過的要介護	<u>557</u> 単位
b 要介護 1	<u>741</u> 単位
c 要介護 2	<u>812</u> 単位
d 要介護 3	<u>882</u> 単位
e 要介護 4	<u>953</u> 単位
f 要介護 5	<u>1,013</u> 単位
(2) 単独型ユニット型短期入所生活介護費 (II) <ユニット型居室>	
(-) 併設型ユニット型短期入所生活介護費 (I) <ユニット型居室>	
a 経過的要介護	<u>526</u> 単位
b 要介護 1	<u>707</u> 単位
c 要介護 2	<u>778</u> 単位
d 要介護 3	<u>848</u> 単位
e 要介護 4	<u>919</u> 単位
f 要介護 5	<u>979</u> 単位
併設型ユニット型短期入所生活介護費 (II) <ユニット型居室>	
a 経過的要介護	<u>526</u> 単位
b 要介護 1	<u>707</u> 単位
c 要介護 2	<u>778</u> 単位

<u>766 単位</u>	<u>848 単位</u>
<u>814 単位</u>	<u>919 単位</u>
<u>861 単位</u>	<u>979 単位</u>
注 1	
別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス基準第 121 条第 1 項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。以下同じ。）（同条第 2 項の規定の適用を受けるもの及び同条第 4 項に規定する併設事業所を含む。）において、指定短期入所生活介護（指定居宅サービス基準第 120 条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定めた基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分又は要介護度によるおそれがある状態に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の 100 分の 97 に相当する単位数を算定する。なお、利用者の数又は介護職員若しくは看護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。	
2	
専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を 1 名以上配置しているもの（利用者の数（指定居宅サービス基準第 121 条第 2 項の規定の適用を受ける指定短期入所生活介護事業所又は同条第 4 項に規定する併設事業所である指定短期入所生活介護事業所においては、利用者の数及び同条第 2 項の規定の適用を受ける特別養護老人ホーム又は指定居宅サービス基準第 124 条第 3 項に規定する併設本体施設の入所者又は入院患者の数の合計数。以下この注において同じ。）が 100 を超える指定短期入所生活介護事業所においては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を 1 名以上配置し、かつ、理学療法士等である從業者を機能訓練指導員として常勤換算方法（指定居宅サービス基準第 2 条第 8 号に規定する常勤換算方法をいう。特定施設入所者の生活介護費の注 2 において同じ。）で利用者の数を 100 で除した数以上配置しているもの）として都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所については、1 日につき 12 単位を所定単位数に加算する。	
注 1	
別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス基準第 121 条第 1 項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。以下同じ。）（同条第 2 項の規定の適用を受けるもの及び同条第 4 項に規定する併設事業所を含む。）において、指定短期入所生活介護（指定居宅サービス基準第 120 条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定めた基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の 100 分の 97 に相当する単位数を算定する。なお、利用者の数又は介護職員若しくは看護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。	
2	
専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を 1 名以上配置しているもの（利用者の数（指定居宅サービス基準第 121 条第 2 項の規定の適用を受ける指定短期入所生活介護事業所又は同条第 4 項に規定する併設事業所である指定短期入所生活介護事業所においては、利用者の数及び同条第 2 項の規定の適用を受ける特別養護老人ホーム又は指定居宅サービス基準第 124 条第 3 項に規定する併設本体施設の入所者又は入院患者の数の合計数。以下この注において同じ。）が 100 を超える指定短期入所生活介護事業所においては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を 1 名以上配置し、かつ、理学療法士等である從業者を機能訓練指導員として常勤換算方法（指定居宅サービス基準第 2 条第 8 号に規定する常勤換算方法をいう。特定施設入所者の生活介護費の注 2 において同じ。）で利用者の数を 100 で除した数以上配置しているもの）として都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所については、1 日につき 12 単位を所定単位数に加算する。	

3 口について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は以下のとおり。
イ 日中においては1ユニット毎に常時1人以上の看護職員又は介護職員を置くこと。

※ 2ユニット毎に1人以上の夜勤職員を配置していることについては、夜勤職員の基準(注1)で減算。

ロ ユニット毎に常勤のユニットリーダーが配置されていること。

3 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所生活介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。

4 平成17年9月30日においてユニットに属する個室以外の個室

(以下「従来型個室」という。)を利用していいる者であつて、平成17年10月1日以後引き続き従来型個室を利用するもの(別に厚生労働大臣が定めるものに限る。)に対して、単独型短期入所生活介護費又は併設型短期入所生活介護費を支給する場合は、当分の間、それぞれ、単独型短期入所生活介護費(Ⅰ)又は併設型短期入所生活介護費(Ⅱ)を算定する。

5 平成17年10月1日以後従来型個室を利用する者であつて、次のいずれかに該当するものに対して、単独型短期入所生活介護費又は併設型短期入所生活介護費を支給する場合は、それぞれ、単独型短期入所生活介護費(Ⅰ)又は併設型短期入所生活介護費(Ⅱ)を算定する。

5 次のいずれかに該当する者に対して、単独型短期入所生活介護費又は併設型短期入所生活介護費を支給する場合は、それぞれ、単独型短期入所生活介護費(Ⅰ)又は併設型短期入所生活介護費(Ⅱ)を算定する。

イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室を利用する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

6 指定居宅サービス基準第121条第2項の規定の適用を受ける指

イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室を利用する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

定短期入所生活介護事業所に係る注2の規定による届出について
は、指定施設サービス等に要する費用の額の算定による基準(平
成12年厚生省告示第21号)別表指定施設サービス等介護給付費
単位数表(以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」とい
う。)の規定により、注2の規定による届出に相当する介護福祉
施設サービスに係る届出があったときは、注2の規定による届出
があつたものとみなす。

7 利用者が連續して30日を超えて指定短期入所生活介護を受け
ている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入
所生活介護については、短期入所生活介護費は、算定しない。

ハ 栄養管理体制加算

- (1) 管理栄養士配置加算
- (2) 栄養士配置加算

12 単位
10 単位
注1 (1) については、利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄
養量及び内容の食事の提供を行うため、管理栄養士を1名以上
配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所
生活介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。

2 (1) については、利用者の年齢、心身の状況によって適切な
栄養量及び内容の食事の提供を行うため、栄養士を1名以上配
置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生
活介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、
この場合において、管理栄養士配置加算を算定している場合は、
算定しない。

ハ 栄養管理体制加算

- (1) 管理栄養士配置加算
- (2) 栄養士配置加算

12 単位
10 単位
注1 (1) については、次に掲げるいずれの基準にも適合するものと
して都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所につ
いて、1日につき所定単位数を加算する。
イ 管理栄養士を1名以上配置していること。
ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所生

活介護事業所であること。
2 (2) については、次に掲げるいずれの基準にも適合するものと
して都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所につ
いて、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合に
おいて、管理栄養士配置加算を算定している場合は、算定しな
い。

イ 栄養士を1名以上配置していること。
ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所生
活介護事業所であること。

ニ 療養食加算

23 単位
注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事
に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所生活介
護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、
1日につき所定単位数を加算する。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されている
こと。
ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の

ニ 療養食加算

23 単位
注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事
に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所生活介
護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、
1日につき所定単位数を加算する。
イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されている
こと。
ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の

食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所生活介護事業所において行われていること。

食事の提供が行われること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所生活介護事業所において行われること。

木 緊急短期入所ネットワーク加算

50 単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所が、利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対し、指定短期入所生活介護を行った場合は、1日につき所定単位数を加算する。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は以下のとおり。
イ 他の指定短期入所生活介護事業所等と連携し、緊急に指定短期入所サービスを受ける必要がある利用者に対応するための体制を整備していること。
ロ サービスの質の確保を目的として、指定居宅介護支援事業者等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境その他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握していること。

※ 別に厚生労働大臣が定める者の内容は以下のとおり。
○ 介護者の疾病その他のやむを得ない理由により、介護者の介護を受けることができない利用者

ヘ 在宅中重度加算

10 単位

(1) 夜間看護体制加算
(2) 在宅中重度者受入加算

注1 (1)については、次に掲げる基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所について、

1日につき所定単位数を加算する。

イ 常勤の看護師（※）を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること。

ロ 看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、指定短期入所生活介護を受ける利用者に対して、24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していること。
2 (2)については、指定短期入所生活介護事業所において、当該

利用者が利用していた訪問看護を行った訪問看護事業所に当該利用者の健康上の管理等を行わせた場合は、1日につき次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を加算する。

イ (1) の夜間看護体制加算を算定している場合 415 単位
ロ (1) の夜間看護体制加算を算定していない場合 425 単位

注1 (※)については、平成19年3月31日までの間は、常勤の看護職員で差し支えないものとする。

9 短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(1日につき)

(-) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(1)

a 要支援	698 単位
b 要介護1	732 単位
c 要介護2	781 単位
d 要介護3	834 単位
e 要介護4	888 単位
f 要介護5	941 単位

(2) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(1)

a 要支援

b 要介護1

c 要介護2

d 要介護3

e 要介護4

f 要介護5

(3) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(1) <多棟室>

a 経過的要介護

b 要介護1

c 要介護2

d 要介護3

e 要介護4

9 短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(1日につき) 看護・介護3:1

(-) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(1) <従来型居室>

a 経過的要介護

b 要介護1

c 要介護2

d 要介護3

e 要介護4

f 要介護5

(2) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(1) <多棟室>

a 経過的要介護

b 要介護1

c 要介護2

d 要介護3

e 要介護4

f 要介護5

(3) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(1日につき) <ユニット型居室>

a 経過的要介護

b 要介護1

c 要介護2

d 要介護3

e 要介護4

685 単位

719 単位

768 単位

821 単位

875 単位

624 単位

834 単位

883 単位

936 単位

990 単位

(二) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養

928 単位

<u>f 要介護5 介護費(1)</u>	<u>685 単位</u>
<u>a 要支援 要介護1</u>	<u>719 単位</u>
<u>b 要介護2</u>	<u>768 単位</u>
<u>c 要介護3</u>	<u>821 単位</u>
<u>d 要介護4</u>	<u>875 単位</u>
<u>e 要介護5</u>	<u>928 単位</u>

<u>f 要介護5 介護費(1)</u>	<u>624 単位</u>
<u>a 経過的要介護 要介護1</u>	<u>834 単位</u>
<u>b 要介護2</u>	<u>883 単位</u>
<u>c 要介護3</u>	<u>936 単位</u>
<u>d 要介護4</u>	<u>990 単位</u>
<u>e 要介護5</u>	<u>1,043 単位</u>

(3) 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費（1日につき）

760 単位

注 1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所（以下同じ。）において、指定短期入所療養介護（指定居宅サービス基準第142条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいう。以下同じ。）を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分又は要介護となるおそれがある状態に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員、介護職員、理学療法士若しくは作業療法士の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 (3)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所において、利用者（別に厚生労働大臣が定めるものに限る。）に対して、日中のみ短期間の指定短期入所療養介護を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当

(二) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養費(1) <ユニット型>

1,043 単位

する単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員、介護職員、理学療法士若しくは作業療法士の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

※ 別に厚生労働大臣が定める者の内容は以下のとおり。

- 難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であつて、サービス提供に当たり、常時看護師による観察が必要なもの

3 (1)について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の 100 分の 97 に相当する単位数を算定する。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は以下のとおり。

- イ 日中においては 1 ユニット毎に常時 1 人以上の看護職員又は介護職員を置くこと。

※ 2 ユニット毎に 1 人以上の夜勤職員を配置していることについては、夜勤職員の基準（注 1）で減算。
ロ ユニット毎に常勤のユニットリーダーが配置されていること。

2 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設については、リハビリテーション機能強化加算として、1日につき 30 単位を所定単位数に加算する。

3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設において、特に問題行動の著しい認知症（法第 7 条第 15 項に規定する認知症という。以下同じ。）である老人に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、1日につき 76 単位を所定単位数に加算する。

※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準として現行の施設基準に追加する内容は以下のとおり。

- 指定短期入所療養介護を行う単位について、利用者 10 人程度を標準とすること。

○ 指定短期入所療養介護を行う各単位ごとに固定した職員を配置していること。

4 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき 184 単位を所定単位数に加算する。

5 平成 17 年 9 月 30 日において従来型個室を利用している者であって、平成 17 年 10 月 1 日以後引き続き従来型個室を利用するもの（別に厚生労働大臣が定めるものに限る。）に対して、介護老人保健施設短期入所療養介護費を支給する場合は、当分の間、介護老人保健施設短期入所療養介護費 (II) を算定する。

6 平成 17 年 10 月 1 日以後従来型個室を利用する者であって、次のいずれかに該当するものに対して、介護老人保健施設短期入所療養介護費を支給する場合は、介護老人保健施設短期入所療養介護費 (II) を算定する。

イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室を利用する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

7 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注 1から注 3までの規定による届出に相当する介護保健施設サービスに係る届出があつたときは、注 1から注 3までの規定による届出があつたものとみなす。

8 利用者が連續して 30 日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30 日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、介護老人保健施設短期入所療養介護費は、算定しない。

(3) 栄養管理体制加算

(-) 管理栄養士配置加算
(二) 栄養士配置加算

注 1 (-) については、利用者の年齢、心身の状況によって適切な

6 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき 184 単位を所定単位数に加算する。

7 次のいずれかに該当する者に対して、介護老人保健施設短期入所療養介護費を支給する場合は、介護老人保健施設短期入所療養介護費 (II) を算定する。

イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室を利用する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

8 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注 1、注 4又は注 5の規定による届出に相当する介護保健施設サービスに係る届出があつたときは、注 1、注 4又は注 5の規定による届出があつたものとみなす。

9 利用者が連續して 30 日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30 日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、介護老人保健施設短期入所療養介護費は、算定しない。

(4) 栄養管理体制加算

(-) 管理栄養士配置加算
(二) 栄養士配置加算

注 1 (-) については、次に掲げるいずれの基準にも適合するもの

12 単位
10 単位

栄養量及び内容の食事の提供を行うため、管理栄養士を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。

2 (二)については、利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、栄養士を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管理栄養士配置加算を算定している場合は、算定しない。

(4) 療養食加算

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出で当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されること。

ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所において行われていること。

23 単位

(5) 療養食加算

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出で当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されること。

ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所において行われていること。

23 単位

(6) 緊急短期入所ネットワーク加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、1日につき所定単位数を加算する。

として都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。

イ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所であること。

2 (二)については、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管理栄養士配置加算を算定している場合は、算定しない。

イ 栄養士を1名以上配置していること。
ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所であること。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は以下のとおり。
イ 他の指定短期入所療養介護事業所等と連携し、緊急に指定短期入所サービスを受ける必要がある利用者に対応するための体制を整備していること。
ロ サービスの質の確保を目的として、指定居宅介護支援事業者等

を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境その他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握していること。

※ 別に厚生労働大臣が定める者の内容は以下のとおり。
○ 介護者の疾病その他のやむを得ない理由により、介護者の介護を受けることができない利用者

(3) 緊急時施設療養費

利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。

(一) 緊急時治療管理 (1日につき)

500 単位

注 1 利用者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行ったときに算定する。

2 緊急時治療管理が行われた場合に3日を限度として算定する。

3 同一の利用者について1月に1回を限度として算定する。

(二) 特定治療

老人医科診療報酬点数表第1章及び第2章において、老人保健法(昭和57年法律第80号)第25条第3項に規定する保健医療機関等が行った場合に点数が算定されるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療(別に厚生労働大臣が定めるものを除く。)を行った場合に、当該診療に係る老人医科診療報酬点数表第1章及び第2章に定める点数に10円を乗じて得た額を算定する。

□ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

(1) 病院療養病床短期入所療養介護費 (1日につき)

(一) 病院療養病床短期入所療養介護費 (1)

a 病院療養病床短期入所療養介護費 (1)

i 要支援	667 単位
ii 要介護 1	701 单位
iii 要介護 2	811 单位
iv 要介護 3	1,049 单位

□ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

(1) 病院療養病床短期入所療養介護費 (1日につき)

(一) 病院療養病床短期入所療養介護費 (1) 介護4:1 看護6:1

a 病院療養病床短期入所療養介護費 (1) <健診型居室>

i 経過的要介護	534 单位
ii 要介護 1	701 单位
iii 要介護 2	811 单位
iv 要介護 3	1,049 单位

b	要介護5 要支援	v vi	要介護4 要支援	v vi	1,150 単位 1,241 単位
b	病院療養病床短期入所療養介護費 (i)	i ii iii iv v vi	病院療養病床短期入所療養介護費 (i) <多床室>	i ii iii iv v vi	618 単位 832 単位 942 単位 1,180 単位 1,281 単位 1,372 単位
(2)	病院療養病床短期入所療養介護費 (II)	a b	病院療養病床短期入所療養介護費 (II)	a b	1,150 単位 1,241 単位
a	病院療養病床短期入所療養介護費 (I)	i ii iii iv v vi	病院療養病床短期入所療養介護費 (I)	i ii iii iv v vi	798 単位 832 単位 942 単位 1,180 单位 1,281 单位 1,372 单位
(2)	病院療養病床短期入所療養介護費 (II)	a b	病院療養病床短期入所療養介護費 (II)	i ii iii iv v vi	1,150 单位 1,241 单位
a	病院療養病床短期入所療養介護費 (I)	i ii iii iv v vi	病院療養病床短期入所療養介護費 (I)	i ii iii iv v vi	622 单位 641 单位 750 单位 910 单位 1,066 单位 1,108 单位
(3)	病院療養病床短期入所療養介護費 (III)	a b	病院療養病床短期入所療養介護費 (III)	i ii iii iv v vi	1,150 单位 1,241 单位
a	病院療養病床短期入所療養介護費 (III)	i ii iii iv v vi	病院療養病床短期入所療養介護費 (III)	i ii iii iv v vi	753 单位 772 单位 881 单位 1,041 单位 1,197 单位 1,239 单位
(3)	病院療養病床短期入所療養介護費 (III)	a b	病院療養病床短期入所療養介護費 (III)	i ii iii iv v vi	1,150 单位 1,241 单位
a	病院療養病床短期入所療養介護費 (III)	i ii iii iv v vi	病院療養病床短期入所療養介護費 (III) <多床室>	i ii iii iv v vi	591 单位 611 单位 722 单位 873 单位 1,030 单位 1,071 单位
b	病院療養病床短期入所療養介護費 (II)	i ii	病院療養病床短期入所療養介護費 (II) <多床室>	i ii	473 单位 611 单位 722 单位 873 单位 1,030 单位 1,071 单位
b	病院療養病床短期入所療養介護費 (II)	i ii	病院療養病床短期入所療養介護費 (II) <多床室>	i ii	557 单位 742 单位

要介護2
要介護3
1,004 単位

(2) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費 (111)
(-)

(+) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費 (1)
(-) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費 (1)

**要介護3
要介護2
要介護1
要介護**

e 要介護4
f 要介護5
1,169 単位
1,260 単位

(二) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(II)	
a 要支援	686 単位
b 要介護 1	720 単位
c 要介護 2	830 単位
d 要介護 3	1,068 単位
e 要介護 4	1,169 単位
f 要介護 5	1,260 単位

^{注1} 療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2

療養病床（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であつて、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病棟（療養病床に係るものに限る。）において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分又は要介護となるおそれがある状態に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から 25 単位を控除して得た単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚

要介護2
要介護3
853 単位
1,004 単位

(2) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費（1日につき）
(-) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(1) <ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(2)>

(+) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(1) <ユニット型病院
2 経過的要介護

要介護4
要介護5
1,284 単位
1,375 単位

a	經過的要介護	625	單位
b	要介護 1	835	單位
c	要介護 2	945	單位
d	要介護 3	1,183	單位
e	要介護 4	1,284	單位
f	要介護 5	1,375	單位

(1) 及び(2)について、療養病床(医療法(昭和23年法律注1

注1 (1) 及び (2) について、療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であつて、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行つた場合に、当該施設に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病棟（療養病床に係るものに限る。）において、指定短期入所療養介護を行つた場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行つた職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から25単位を控除して得た単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定め

生労働大臣が定めるところにより算定する。

るところにより算定する。

2 (3)について、療養病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であつて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病棟（療養病床に係るものに限る。）において、利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対して、日中のみの指定短期入所療養介護を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から 25 単位を控除して得た単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

※ 別に厚生労働大臣が定める者の内容は以下のとおり。
○ 難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であつて、サービス提供に当たり、常時看護師による観察が必要なもの

3 (1)について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の 100 分の 97 に相当する単位数を算定する。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は以下のとおり。
イ 日中においては 1 ユニット毎に常時 1 人以上の看護職員又は介護職員を置くこと。
※ 2 ユニット毎に 1 人以上の夜勤職員を配置していることについては、夜勤職員の基準（注 1）で減算。
ロ ユニット毎に常勤のユニットリーダーが配置されていること。

2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定短期入所療養介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、
1 日につき次に掲げる単位数を所定単位数から減算する。
イ 病院療養病床療養環境減算 (I)
ロ 病院療養病床療養環境減算 (II)

15 単位
75 単位

4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定短期入所療養介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、
1 日につき次に掲げる単位数を所定単位数から減算する。
イ 病院療養病床療養環境減算 (I)
ロ 病院療養病床療養環境減算 (II)

25 单位
85 单位

※ 上記減算及び当該減算に係る経過措置について、口に係るものは平成 20 年 3 月末をもって、ハに係るものは平成 19 年 3 月末をもつて廃止する。

3 医師の配置について、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 49 条の規定が適用されている病院については、1 日につき 12 単位を所定単位数から減算する。

4 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1 日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 夜間勤務等看護(Ⅰ)
ロ 夜間勤務等看護(Ⅱ)
ハ 夜間勤務等看護(Ⅲ)

5 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき 184 単位を所定単位数に加算する。

6 平成 17 年 9 月 30 日において従来型個室を利用している者

であつて、平成 17 年 10 月 1 日以後引き続き従来型個室を利用するもの（別に厚生労働大臣が定めるものに限る。）に対する

病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)、病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)又は病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)を支給する場合は、当分の間、それぞれ、病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)の病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)の病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)の病

院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)を算定する。

7 平成 17 年 10 月 1 日以後従来型個室を利用する者であつて、次のいずれかに該当するものに対し、病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)、病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)又は病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)を支給する場合は、それぞれ、病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)の病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)、病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)

5 医師の配置について、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 49 条の規定が適用されている病院については、1 日につき 12 単位を所定単位数から減算する。

6 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1 日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 夜間勤務等看護(Ⅰ)
ロ 夜間勤務等看護(Ⅱ)
ハ 夜間勤務等看護(Ⅲ)

7 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき 184 単位を所定単位数に加算する。

床短期入所療養介護費(Ⅲ)、病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅳ)又は病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅴ)の病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅵ)を算定する。

イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室を利用する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

8 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1及び注4の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があったときは、注1及び注4の規定による届出があつたものとみなす。

9 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以後に受けた指定短期入所療養介護については、病院療養病床短期入所療養介護費は、算定しない。

(3) 栄養管理体制加算

(一) 管理栄養士配置加算 12単位
(二) 栄養士配置加算 10単位

注1 (一)については、利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行ふため、管理栄養士を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。

2 (二)については、利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、栄養士を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管理栄養士配置加算を算定している場合は、している場合は、算定しない。

の病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)又は病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅴ)の病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅵ)を算定する。

イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室を利用する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

9 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1及び注6の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があつたときは、注1及び注6の規定による届出があつたものとみなす。

10 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以後に受けた指定短期入所療養介護については、病院療養病床短期入所療養介護費は、算定しない。

(4) 栄養管理体制加算

(一) 管理栄養士配置加算 12単位
(二) 栄養士配置加算 10単位

注1 (一)については、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。

イ 管理栄養士を1名以上配置していること。
ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所であること。

2 (二)については、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管理栄養士配置加算を算定している場合は、算定しない。

イ 栄養士を1名以上配置していること。

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所